

いきいきプラザ個人登録証 更新のお知らせ

現在のいきいきプラザ個人登録証は、令和8年3月31日で有効期限が切れます。
いきいきプラザ窓口にて更新のお手続きをお願いいたします。

受付開始は**3月1日**からです。

登録区分及び必要書類について

- 個人登録の手続きは登録者ご本人のみが可能です。窓口にて身分証明書のご提示をお願いいたします。
 - お持ちいただく身分証明書は登録区分により異なります。下記をご参照ください。
 - 第三者による虚偽の届出や不正な請求を防ぎ、個人情報を保護するため、代理人による登録手続きはできません。
- なお、有効期限があるものは、その範囲内のものに限ります。ご本人様による証明確認の実施にご協力をお願い致します。

登録区分	登録ができる いきいきプラザ			登録証明可能書類	特記事項
	三田	神明	虎ノ門		
港区在住 (65歳以上)	○	○	○	運転免許証／住民票／マイナンバーカード（写真付き）／在留カード／特別永住者証明書／運転経歴証明書／介護保険被保険者	ご本人の氏名、生年月日、港区にお住いの住所が記載され、公的機関から発行されている有効期限内の身分証明証が必要となります。 学齢未満・小学生・中学生・高校生の登録は不要です。
港区在住 (60~64歳)	○	○	○		
港区在住 (59歳以下)	○	○	○		
港区在住の障がい者	○	○	○	身体障害者手帳／愛の手帳／療育手帳（知的障害者用）／精神障害者保健福祉手帳	ご本人の氏名、生年月日、港区にお住いの住所が記載されている左記書類が必要となります。
港区在勤（正社員）	×	○	○	社員証／在勤証明書／雇用契約書	氏名、事業所名称、事業所住所が記載されている左記の証明書類となります。また、 名刺単独では登録できません 。社員証で事業所名称のみ記載されている場合は、名刺と併用で登録が可能となります。 在勤証明書、雇用契約書は、ご本人の氏名、事業所名称、事業所住所、発行日、所属している一文が記載され、社印が捺印されているもので、発行日から3か月以内のものとなります。紙媒体でのご用意をお願いします。また、身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード）の提示も必要となります。
港区在勤 (パート・アルバイト ・派遣・契約)	×	○	○	在勤証明書／雇用契約書	